

中華人民共和国における行政手続の立法化

上 杉 信 敬

目 次

はじめに

1. 規則等に見られる手続規定
2. 行政手続立法化の背景と内容
3. いくつかの領域の手続
 - a) 規則制定手続
 - b) 行政の法執行
 - i) 奨励手続
 - ii) 行政強制手続
 - iii) 行政罰手続
4. 資料(1) 「行政法規制定手続暫定規則」(1987年), (翻訳)
5. 資料(2) 「福建省行政の法執行手続規則」(1992年), (翻訳)

はじめに

中華人民共和国においてはこの15年来「改革, 開放」にともなった「法治……法制化, 民主化」の歩みの中で, 法制度の整備が行政法の分野においても比較的進展して来ている。例えば実体法領域における, 予算法(所得税法), 教師法, 法律ではないが国家公務員暫定令などの制定はこの1, 2年の「社会主義市場経済」に対応する経済法領域におけるほどではないかもしれないが, やはり大きな進展を示した。さらに手続法の領域においても事後統制法ではあるが1989年の行政訴訟法¹⁾, 1990年の行政不服審査令²⁾, 1994年の国家賠償法³⁾(さらに1994年の仲裁法)の制定はその内に盛り込まれた

原理、内容の是非、評価を別とすれば、主要な事後統制法制が一応そろったと見なすことも可能と言える程に至っていると言えるものである。ところが、それに反して行政の事前統制の法制度に関してはまだまだ形をなしていないと言い得るように思われる（租税における税収徴収管理法は注目に値するが）。もちろん、世界的にも行政の事後統制、事後救済の法制度はいずれの国においても不可欠であるのに比して事前統制たる事前手続法制はそれを法制度化している国（少なくとも全面的法制度化という点で見れば）はまだ少ない状況の下で、ひとり中華人民共和国の状況のみを批判することはあまり公平とは言えないのかもしれない。しかし行政の事前手続きの法制化についても最近各国で盛んに論議がなされ、制度化の歩みが見られ——欧米だけでなく東アジア、朝鮮、台湾でも——我国でも去年1993年秋、臨時国会において「行政手続法」が制定されるに至った⁴⁾。隣国中華人民共和国においても従来、急速に行政の事前手続に関する議論が起って来たが、本稿で現在の状況の一端を紹介できれば望外の幸せである。（なお筆者は以前中華人民共和国の事前手続論について翻訳紹介を行ったことがあるが⁵⁾、本稿はそれの追加でもある。）

1. 規則等に見られる手続規定

先にも述べたように中華人民共和国には事前手続の一般法はまだ制定されていない。行政法の体系書や教科書においては（資料不足でほとんどそれらを集めてもないが）、1980年代の半ばにはすでに（あるいは、やっと）行政立法、行政の法執行で、あるいは中国語で「行政執法」において許可手続、強制執行、行政罰の部分で実体法論とならんで手続原則が論じられるに至っている⁶⁾。そしてその後はいずれの行政法教科書においても行政手続が独立の章として論じられるに至っている⁷⁾。又、1990年10月1日から施行した行政訴訟法において54条2項3号の手続瑕疵を根拠に法的統制も強化、発展していくはずである⁸⁾。応松年教授の事前手続の法制化に関しての現状の整理

を参考にすると次のようになる⁹⁾。1, 比較的限られた実体法中に一部手続き原則に関係するものがある。例えば、「治安管理处罰条例」(1986年)においての召喚—尋問—証拠調べ—裁決(第四章第33条以下特に第34条)というようなもの。しかしこのようなものはまだ数が少ないという。2, 部分的な手続法はいまだ制定されていないが、「行政立法制定手続暫定規則」のような形式で定められているものがある。これは命令, 規則の形式で行政機構により定められ(いわゆる行政立法であり)当面の必要に対応するものであるが、いまだ法律による規律にはいたっていないものである。例えば、行政立法においては先述の1987年4月21日の「行政規則制定手続暫定規則」(全21条)((参照, 末尾資料(1))), 行政の法執行手続においては、例えば1990年11月8日の「国境衛生検疫行政処罰手続規則」(全40条), 1989年1月3日の「特別重大事故調査手続暫定規定」(全28条)。などが挙げられる(両者いずれも国務院常務会議により発布)。さらにこの分類に入ると思われるものに一地方に関するものではあるが1992年8月29日の「福建省行政の法執行手続規定」(全58条)も挙げられよう¹⁰⁾。同規則は、行政処分の一部, 行政強制, 行政罰に関する手続の法制化とも言えるようなものではないかと思える。(参照末尾資料((2))) (対象となる行為に具体的行政の行為として(3条により)許可, 義務の免除, 権利能力あるいは事実の確認(不確認); 人身権, 財産権の保護, 保護拒絶, 救済金給付拒絶; 監督検査; 義務履行, 権利剥奪; 行政強制, 行政罰を挙げ(ドイツに比すれば行政契約, 行政計画などがないが)中華人民共和国の行政の法執行論と対応しているように見られる。一省の規則は時に試行として試験的に実施し, その結果を見て全国的な手続の規則制定化や法律制定の参考に供しようとする場合が多いであろうが, 福建省の規則と全国的制度化との相互関係は不明である。しかし同規則が順調に全国レベルに昇華すればあるいは中華人民共和国の手続法の型が予想できることになる。話は飛躍したがいずれの命令規則における規定も, それがどのように実行され効果は上っているのか, 実務上どのような問題状況に直面しているのか, 評価はどうか, 等の間に答えることが重要である。しかしこ

ここではそれに答えることは不可能であり他日の研究にゆずる他はない。3、最後に、行政手続法の一般法の制定について。中華人民共和国では先述したように行政の一般事前手続法は制定されてはいない。いくつかの教科書の中での立法化についての叙述は、a)外国の動向に関心をもちつつ手続法の原理の探求を行い、一步一步法制定への道をすすめよう、というものが多いようであるが¹¹⁾、b)一挙に法典化を行うことにより法制化を強力に指導しよう、とするものも見られる。さらに最近創設され1995年2月名古屋市でシンポを行った東アジア行政法学会における中国人民大学、皮純協教授の報告「中国における行政法学の現状と課題」においても行政手続法の立法が挙げられている¹²⁾。かかるものとの関連で、加藤一郎東大名誉教授の中華人民共和国法の訪問調査によると1993年において行政手続法草案はすでに起草中である、という紹介もある¹³⁾。かかる具体化、草案の起草についての現状、内容を詳しく知りたいものである。すでに英米的手続法だけではなく、ドイツ連邦共和国的な実体的行政手続的なもの、あるいはオーストリアの行政手続法の影響の下の旧東欧社会主義国（チェコ、ポーランド、ハンガリー、ユーゴ）の行政手続法の影響下にあるのか¹⁴⁾、などの点も含めて興味あるところである。

2. 行政手続立法化の背景と内容

さて、行政手続の法制化については、国民の権利保護、公正な行政の確保、国民（市民、住民）の行政への参加、などがその目的ないし、制度化要請の理由と言われている。例えば、日本において昨年秋成立した手続法の目的あるいは原理は、「公正、透明な行政手続」である。中華人民共和国で議論している行政手続の目的ないしその原理は、民主原則、公正原則、公開原則など（あるいは権益保護や公正）に加えて効率原則が挙げられていることも注意を引く点であろう。例えば、応松年教授は最近の論文中で行政手続の立法化が必要となる背景として2つの事例をあげている¹⁶⁾。第1のものは次のよ

うなものである。「1990年6月、浙江省黄岩微型電機工場、金清購販売部と香港竣誠企業有限公司が合資し『金港塑料薄膜制品有限公司』を計画し、処理審査手続に11ヶ月を費やした。修正した文書資料は合計で300万字にのぼり、消費した紙は503kg、人の旅行した行程は2万km、費用は4万元、省、地方、市の関係部門27個に及んだ。その間企業の請負人は黄岩と地区、省都を20数回も往復した。地区の審査の時資料をなくし2ヶ月遅らし、地区を通過した後、省の関係部局はその意図により重ねて修正した。工場側は國務院の文書や論理からは無用であったが、重ねて修正し、審査をくり返した。この問題の最終解決はどうなったかと言えば、香港の商人が指導者を告訴し、これは有効であり、1991年5月17日に営業許可証を得た。(1991年12月9日『中国青年報』より)。」

第2のものは次のようである。

「1991年10月中国企業協会が召集した工場長の座談会においてある工場長は次のように述べた。彼の工場が関係部門に報告を出し、科学研究の基礎組織といっしょにある科学工業貿易一体化の技術開発会社を作った。10ヶ月かかった。391の公印をおしてなお終結しておらず、計算すると440個の公印が必要で、それでやっと営業許可証が得られ、現在も審議過程であり、費用は1万元にのぼる、と(1992年1月9日「経済日報」より)。」

このように行政の効率化、簡素化からも行政手続の整備が必要とも言っている。行政手続とは、審査、身分表明、意見聴取、時効、受理、公開、告知、手順〈「歩驟」〉、順序、受理〈「備案」〉、理由説明、合議、格式、守秘、調査、査問、回避、報告、再審査などからなっているという¹⁷⁾。その他応松年教授は続けて手続立法の状況として、①数量が最も多いものは「審批制度」(審査許可するしないの制度)であり、②具体的な外部的行政の行為手続には2種あり、権利に関するものには繁複なものが多く(申請一審査に関する)、義務に関するものにはふつう手続規定がない。③行政機関自身いかなる手順で活動するかということの着眼点のものも多く(その他、職権行使保証、行政効率を高め、相手方の権益保護、法による行政職権行使など)、④最近は

手続規定を含む法規が多くなり、⑤時効制度を含むものもその流れにあるものである、例えば「集会游行示威法」など、と説明している。

3. いくつかの領域の手続

そこで次に行政法のいくつかの領域における行政手続を見ることにする。ここでは、1) 行政立法手続、2) 行政の法執行の内、奨励手続、3) 行政強制手続、4) 行政処罰手続についてである。

1) 行政立法手続に関してはすでに1987年の規則制定手続暫定規則すなわち「行政法規制定手続暫定条例」が存在し、大枠は法的に一応決まっている。(その規則の条文については最後の条文の翻訳を参照のこと。)ここでは、羅豪才教授主編『中国行政法講義』(1992年)の該当部分をも参照しつつ紹介することとする。それによると行政規則手続は、1, 立法企画の編成, 2, 起草, 3, 審議, 4, 発布, からなっている¹⁸⁾。1, 立法企画の編成には、5年企画と年度計画がある。例えば前者として1987年。「国務院『七五』期間立法企画」、後者として「国務院1987年立法企画」がそうである。企画の編成過程は、まず各級の政府主管部門が別々に提案し、各級政府の法制機構の研究を経て、総合的に意見をまとめ、草案をつくり、当該政府に報告し、承認する、というものである¹⁹⁾。2, 起草は当該政府の法制機構あるいは主管部門により責任が担われ、起草小組が行う。関係方面の専門家や法律専門家が招聘される。また細則の制定が必要なときは同時に進行する。関係部門の意見も聞かなければならず、意見が一致しない場合は専門家に示しまた上級機関により協議、採決される。別の法律、法規と一致しない場合も専門家に提出し、現行の法規、規則が起草のものにより変るならば、廃止を明確にかかなければならない²⁰⁾。3, 審議としては、まず、草案ができると起草部門から政府の法制機構(例えば、法制局、法制司、法制辦、法政所など)、へ送付する。実施細則案についても同様である。そうすると政府法制機構は内容と技術の両面の審査をする。その範囲は、①、立法の必要性と可能性、

②憲法、法律及び一級上の行政法規と符合するか、③規則の事項は当該機関の権限の範囲に属するか、④草案の内容とその他の法規、規則は調和し重複、矛盾がないか、⑤草案の構造、言葉、などは立法技術的に規範にあうか、⑥、上級への報告手続に符合するか、⑦その他の手続は完備しているか、などである。審査を経て、審査機関は主管機関（すなわち行政立法機関）に審査報告を提出する。通常、当該政府の常務会議あるいは総会の審議を通過することが必要で、審議を通過した行政法規、規則は主管行政庁の首長が署名する。（首長の署名がなければならない）²¹⁾。4、発布、これは行政法規、規則の効力要件である。行政首長により署名、発布され、政府公報あるいは新聞報道によって広く知らせる。細則についても類似である（同時にあるいはしばらく後に発布される）²²⁾。（なお我国日本における行政手続の政府草案からは規則制定手続の該当部分は削除された。中国については注目すべき部分である。なおアメリカ合衆国の行政手続法には rule making に関する部分が主要な部分の1つをなしており、その対比は興味あるところではある²³⁾。）

2) 法の執行〈執法〉手続— a) 奨励手続

法の執行に関して一般的な法律制定もすでに企画されているところではあるが、規則段階においても統一的な定めは中国全体としてはいまだ存在していない。ただ先述したように福建省において1992年に法の執行規則が定められ、1993年1月1日から施行されている、という例もある。ここでは法の執行の一部門としての奨励についての論稿があるのでそれを中心にふれていく²⁴⁾。奨励については行政の内部関係、例えば公務員の表彰、懲罰に関する論じられるが、それと並んで行政の対外関係行政の一般国民に対する関係においても一定の位置を占めているようである。例えば、許崇徳、等編、『新中国行政法学研究総述』（中国人民大学）においては、行政行為の決定、命令、監督検査、処置、授権、奨励、許可と確認、措施の八つの内の1つに挙げられている²⁵⁾。（我国では授益的行為の一種あるいは法的効果に特に結びつかねば事実行為の一種とすることも可能であるかも知れない。）中国においては奨励は重視されて来たそうであるが、奨励に関する法律規範は分散

しており、乱奨、濫奨の現象も見られ、行政奨励手続法の制定が期待されているとのことである²⁶⁾。現在奨励手続には三種類の状況があるという。1つは、法律、法規が具体的奨励手続を規定しているもの。例えば「中華人民共和国自然科学奨励条例」。2つは、法律、法律が手続について授權機関の自由裁量に委ねているもの。例えば「中華人民共和国消防条例」(1987年3月16日発布)。3つは、法律、法規がただ奨励条件のみを規定し、手続については規定していないもの。例えば「文物保護法」、「物価管理暫行条例」など。そして第3のものが多いとのことである。行政奨励についてはいまだ多様であるが、楊悦新氏によれば次のような手続よりなると整理している。一、提起と受理、二、審査、承認、三、初期公布、四、奨励の公布、五、提訴手続である。一、提起とは、関係者、機関、団体が奨励条件に適合すると考えると、奨励機関に申請あるいは提案を行い、奨励行為を要求すること。受理とは、奨励を与える権限を有する機関が、申請や審査し、法定条件に符合するものを、受け入れる行為である。奨励の提起と受理が相結合してはじめて具体的な行政奨励が開始する。行政奨励の提起には主として次の5つがある。

- ①利害関係人が自ら申請する。例えば「発明奨励条例」4条、「大衆研究報告奨励規則」。
- ②職場あるいは個人が提案、推薦する。例えば「企業職工奨懲条例」(労働組合が)、「自然科学奨励条例」5条(研究機構、大学、企画的學術団体ないし一定の水準以上の科学技術者10名以上で)。
- ③大衆が提起する。例えば「國務院の国家公務員の賞罰に関する臨時規則」。
- ④行政監督検査を通して行政機関が明らかにする。
- ⑤奨励授与機関が自ら行う。

以上の提起に対して受理がなければならないが、受理されるには以下の条件に適合しなければならない。第一、関係事項の説明、奨励請求と依拠事実。第二、一定の形式に適合すること。例えば大衆が選出する方式の場合、投票人の過半数の得票がなければならない、など。第三、行政機関。主管に属し、奨励授与機関の権限範囲に属すること。現在中国においては奨励授与機関についての法律、法規中の定めは不統一で、主体がはっきりしないものが多く、早急に明確にする必要があるという。例えば「中華人民共和国金銀管理条例」

30条では「国家は表彰あるいは適当な物質的奨励を与える」と表現するだけで、どの行政主体が行うのか不明確である、というようである。各行政主管部門か、部門をまたぐものあるいは重大なものを人民政府が、というようにである。提起と受理には、さらに①一定の期間内で受理と否定の決定をせねばならず、3日ないし5日で行うべき。②すみやかに申請人に告知する²⁷⁾。二、審査、承認は奨励を与えるか否か、奨励は合法性を備えているかを決定する作用で、奨励手続の基幹部分である。権限を有する機関は申請を受理した後、すみやかに審査に入らなければならない。この審査は実質的審査で、受理時に行う形式的審査とは異なる。審査内容は一般に次のものを含まなければならない。①報告の状況は事実か否か。②奨励の対象は適当か否か。③奨励の条件に適合しているか。条件には一般条件と特殊条件とがあり、一般条件には、行為性、先進性、現実性、法定性等がある。④奨励確定の形式と等級。一般的には職場で承認の責任を負い、特別の重大な奨励は上級の行政機関あるいは国務院に報告、承認を申請しなければならない。例えば「自然科学奨励条例」4条。承認しない奨励は申請人や推薦人に理由を説明しなければならない²⁸⁾。三、初期公布、とは承認後の奨励は布告以前に一定の範囲と期限をおいて公布し、大衆の評議に付すこと²⁹⁾。四、公布、とは、初期の公布が満期になっても何人も異議を提出しなければ、奨励機関は奨励受賞者を奨励しなければならない。奨励は適当な会議及び新聞紙上に公布しなければならない³⁰⁾。五、提訴手続とは、行政奨励の主体、対象、形式、等級あるいは手続の違法、不当の存在により、利害関係人あるいは関係機関により提起する、違法あるいは不当な行政奨励の取消、変更を意図する救済手続である³¹⁾。

3) 法の執行〈執法〉手続—b)行政強制手続

中国においては、現在いまだ統一的行政強制執行手続法が制定されていない。そこでここでは1教科書中における叙述によりそのやり方を見ることにする³²⁾。行政の手続としては、(一)、強制執行の決定、(二)、公民、法人及びその他の組織への通知、(三)、強制執行、の三段階が挙げられる。(一)強制執行の

決定において、行政上の義務の不履行の場合、その不履行の原因を分析せねばならないが、公民、法人及び他の組織の故意の違法な不履行の場合、強制執行の決定をなすことができる。執行の決定は執行の機関（行政機関自ら執行するか、裁判所が執行するよう行政機関が申請するか）、執行の形式（間接強制、直接強制、代執行、執行罰、人身強制、物資拘留、強制譲渡か）、執行の方法を確定し、強制執行前の自力履行の期限を規定しなければならない。ちなみに裁判所が執行するように申請する、という制度は我国日本では典型的な行政強制ではなく、行政が民訴法の強制執行により目的を達するという例外的な場合しか生じないが、中国では強制執行中で多数に及ぶようである。行政機関自らの行政執行の数は不明であるが、行政訴訟法が実施されて3年間（1990.10.1～1993.9.30）の行政事件20余万件（218,922件）中（一審70,917件、二審20,005件）、行政機関申請行政強制執行事件128,000件とのことである（全国法院行政審判活動會議（1993年10月11日））。きわめて多数に登る（ちなみに我国日本の行政事件裁判は全体でも1年間1,000余件であり人口10倍で3年分に換算しても3万余件にしかならないのと比較してみても数量が大（約4倍）である。³³⁾）。

4) 法の執行手続—(c)行政処罰手続。

中国においては行政処罰の法律による統一手続はいまだ存在しない。しかし行政手続に関しては行政処罰領域においても重視されているようである³⁴⁾。現状のやり方を整理して述べたものを見ると、行政処罰に関しては、簡易手続と正式手続の二つに分類されている。1), 簡易手続は、事実の状況が簡単で、事実が明白、違法の事情が軽微で、その場で発現し、処罰が軽く（50元以下の罰金）、当事者が処罰に対して異議を有しない事案に適用するものである。簡易処罰決定書と罰金の領収書を交付する。2), 正式手続は以下のように行われる。①立案、②訊問（取調べ）、③調査、④捜査、鑑定、実地検証、⑤審査、聴聞、⑥裁決、⑦（書類など）保存、等からなる。中国においては行政処罰事件が多いようでこの手続の占める位置は重要と思われるが詳細は他日にゆずることとしたい。なお行政処罰手続についての法制定も

日程に登っているという³⁵⁾。

注

- 1) 行政訴訟法については南博方「中国の行政訴訟法」雄川一郎先生献呈論集上巻(1990年)など。
- 2) 行政不服審査令については、室井力、張勇「中国の行政不服審査令」法律時報65巻5号(1993年)24頁に条文訳を伴い紹介がある。
- 3) 国家賠償法については室井力ほか「中国の国家賠償法」法律時報66巻10号(1994年9月)86頁に条文訳を伴い紹介がある。
- 4) 各国の行政手続法の立法の現状、特徴については例えば法律時報、65巻6号(1993年)の「行政手続法の立法課題」を参照のこと。そこでは欧米、社会主義国、アジアの韓国、台湾についても紹介されている。
- 5) 拙稿「中華人民共和国における行政事前手続論」山口大学教養部紀要(人文社会科学編)26巻(1992年)。なお中国における法治主義の原則は「依法行政(法による行政)」という用語でも表わされ最近注目されている。その意味に関しては例えば劉瀚「論依法行政」法学研究1992年第5期13頁などもある。通常、法律のみでなく命令、規則も根拠法に数えてる点で西欧型の法治主義とは若干異なるようである。社会主義的法治主義ともいえるのではないか。それに関しては近藤、和田編『ペレストロイカと改革、開放—中ソ比較分析—』での法体制に関する小森田秋夫(ソ連)222頁、田中信行(中国)264頁など参照のこと。
- 6) 例えば、姜明安『行政法学』(1985年)。なお「執法」(法執行、と訳しておく)という用語はきわめて日本の用語に訳しにくいものである。広義に使うと、政策決定、行政立法、行政の具体的な行為などをすべて含む法の下での法をつかさどることであるようだが、狭義に使うと具体的な行為のようである。しかし日本語の行政処分、行政行為の語と比べても、行政強制、行政罰をも含んでおり、より広い意味のようである。執法の執も執行という日本語をあてはめてよいものか不確実ではある。
- 7) 例えば、許崇徳、皮純協編『新中国行政法学研究総述』(1991年)(中国人民大学)。羅豪才編『行政法学』(1989年)。羅豪才『中国行政法講義』(1992年)。
- 8) 手続瑕疵については応松年「行政手続を論ず」中国法学1990年)号。羅豪才編『行政審判問題研究』(1990年)318頁。
- 9) 応松年「関干行政程序立法几个問題」羅豪才、応松年編『行政程序法研究』(1992年)1頁以下。(以下注⑨論文と表示する)これはかなり総括的に行政手続の立法化について論じている。
- 10) 『中華人民共和国新法規匯編』1992年第三輯
- 11) 例えば応松年注⑨論文、15・16頁。
- 12) 例えば姜明安、羅豪才編『中国行政法講義』中の叙述、157頁以下。「東アジア行政法学会第1回学術総会報告、資料」(パンフレット)11頁。なお同学会は中国・韓国・台湾・日本の4ヶ国、地域の研究協力、交流を行うことを目的とし、名古屋大学に事務局をおくことにしている、とのことである。

- 13) 加藤一郎「最近の中国の立法作業と製造物責任法」ジュリストNo.1035(1993年12月1日)47頁。なお、市橋克哉「社会主義国の行政手続法の概要と特色」法律時報65巻6号87頁は主としてロシアについて紹介しているが89頁で中国においては行政処罰法、行政執行法制定に着手したと述べている。
- 14) 東欧の旧社会主義国の手続法については拙稿「東ヨーロッパの行政手続法」(1)山口大学教養部紀要(人文社会科学編)24巻(1990年)の序文。Uleほか「諸外国の行政手続法」“Verwaltungsverfahrensgesetz des Auslandes”1967年参照。
- 15) 応松年,注⑨論文,12頁,民主,公開,効率原則。姜明安『講義』153,154頁では公開,公正,行為根拠保存,効率原則。許崇徳ほか『総述』49余,498頁では,正,公開,意見聴取,順序,効率原則となっている。又最近の張澤想「行政手続法の目標とその実現」法学研究1993年第3期16頁では,権益保護目的(民主,公正,安全と制約)と行政効率目的が挙げられている。
- 16) 応松年,注⑨論文,3頁。
- 17) 応松年,注⑨論文,15頁。羅豪才編『講義』において姜明安助教授は中国の行政手続を以下のように述べている。①告知,②聴聞,③弁論,④回避(利害関係者の主催者からの),⑤職能分離(行政処罰で調査と裁決の職能の),⑥一方のみの接触禁止,⑦相関連する要素の考慮,⑧根拠理由の説明,⑨記録の作成,⑩時効,⑪不服審査,⑫司法審査,の項目においてである。
- 18) 羅豪才編『講義』103頁以下。姜明安『行政法学』(1985年)288頁以下では①提案と決定,②起草,③審議,④通過,⑤署名,⑥審査,⑦公布という規則制定手続の手順を述べている。これは規則制定の条例制定以前に一般に行われている手順とすることである。
- 19) 同『講義』103頁以下。
- 20) 同『講義』104頁以下。
- 21) 同『講義』105頁以下。
- 22) 同『講義』106頁以下。
- 23) 羅豪才,応松年編,注⑨著書97頁以下における,于安「美国行政規章制定程序初探」はアメリカ合衆国の規則制定手続について論じている。
- 24) 羅豪才,応松年編,注⑨著書32頁以下で,楊悦新「行政奨励程序探析」が奨励手続について論じている。
- 25) 許崇徳,皮純協編,注⑦著書317頁以下。
- 26) 楊悦新注⑭論文,32頁以下。
- 27) 楊悦新注⑭論文,33頁以下。
- 28) 楊悦新注⑭論文,36頁以下。
- 29) 楊悦新注⑭論文,37頁以下。
- 30) 楊悦新注⑭論文,37頁以下。
- 31) 楊悦新注⑭論文,37頁以下。
- 32) 羅豪才編『講義』142頁以下。
- 33) 人民日報1993年10月12日号。
- 34) 皮純協,劉傑「行政処罰程序法探誌」(羅豪才,応松年編注⑤著書17頁以下),羅豪才編『講義』142頁以下。市橋前掲論文。福建省行政の法執行手続規則。

35) その他行政手続に関して羅豪才、応松年『行政手続法研究』には、馬龍「アメリカ合衆国行政裁決手続の基本構成」の論稿もある。この他、拙稿、山口大学教養部紀要26巻の中国における行政手続に関する文献リストに最近のものを加えると以下のようなものである。(主として前述羅・応編『行政手続法研究』における中国政法大学のスタッフによる整理である。)〈論文〉1990年、①行政執法行為程序爭議(崔卓藍)法学1990-6 P.10。②論行政処罰程序(叶必豊)法学評論1990-4 P.43。③我国行政強制執行及び其程序立法(呂乘岐)寧夏社会科学1990-4 P.79。④行政強制執行程序和民事強制執行程序(李藍才)法学通訊1990-1 P.28。⑤行政復議程序爭議(邵偉明)河北法学1990-6 P.41。⑥論行政程序法(応松年)中国法学1990-1 P.37。⑦淺談行政程序法之功能(吳三靈)台湾澳及海外法学1990—7 P.24。

1991年、①对行政行為程序性的看法(劉国政)行政法制91-2 P.35。②淺談労働行政執法程序的制定(沈松泉)中国労働科学91-4 P.23。③政府規章實現程序化。法律化的若干設想(顧長浩)法学91-2 P.7。④行政処罰程序探討(呂方等)地方法制建設91-3 P.22。⑤行政復議程序初探(孫偉剛)政法論叢91-1 P.5。⑥行政程序的指導思想及核心內容的探討(張春生)中国法学91-1 P.37。⑦論中国行政程序法的實施(高曉凌・吉羅洪)北京大学研究生學刊91-2 P.87。⑧制定我国行政程序法的思路(宋焯安)中州學刊91-1 P.32。

1993年、①行政程序法的目標及其實現(張譯想)法學研究93-3 P.16。

〈著書〉として1991年、江必新・周衛平『行政程序法概論』、傅華宗ほか『實用行政程序法』、1992年、羅豪才、応松年『行政程序法研究』、1994年、章劍生『行政程序法學原理』などがある。最初のものは中国社会科学院法學研究所編『中国法學研究年鑒』1991年卷、303頁によると行政立法手続、許可手続、徵収手続、行政司法手続、懲戒手続、行政処罰手続、行政強制執行手続、行政救済手続の8方面の具体的手続原則を論じている、という。

(なお番号に◎のものは拙稿注⑤論稿ですでに引用したものである。)

資料(1) 行政法規制定手続暫定規則
(原題「行政法規制定程序暫行條例」)
中華人民共和國國務院公報
1987年第13号綜合536, 6月5日号
1987年4月21日國務院批准
1987年4月21日國務院辦公厅公布

第一章 總則

第1条 行政法規制定の科学化, 規範化, 活動効率の高度化, 法規の質量の保証のために, 「中華人民共和國憲法」及び「中華人民共和國國務院組織法」の関係規定に基き, 本規則を制定する。

第2条 行政法規は國務院が国家の各項の活動を指導及び管理し, 憲法及び法律に基き, さらにまた, 本規則の規定に照して制定する政治, 經濟, 教育, 科学技術, 文化, 外務等各種類の法規の總称である。

第3条 行政法規の名称は條例, 規定及び辦法をもって行う。ある一部門の行政活動を比較的全面的かつ系統的に規定するものを「條例」と称する。ある部門の行政活動を部分的に規定するものを「規定」と称する。ある一項目の行政活動を比較的具体的に規定するものを「辦法」と称する。

國務院の各部門及び地方人民政府が制定する規則は「條例」と称することはできない。

第4条 行政法規制定は下記の原則を遵守しなければならない。

- (一) 四項基本原則を堅持すること。改革, 開放, 活性化及び社会主義現代化の建設のために服務する。
- (二) 憲法及び法律に適合, 党及び国家の路線, 方針, 政策に適合すること。
- (三) 實際から出発し, 現實の中で真理を追求する。
- (四) 民主集中制を貫徹し, 充分に民主を發揚する。

第二章 企画と起草

第5条 國務院法制局は国民經濟及び社会發展五年計画が規定する各項の基本任務にもとづき, 指導性の行政法規五年企画及び年度計画を編成し, 國務院に報告し審査して決める。

五年企画及び年度計画の編成は, まず國務院の各主管部門から別々に意見を提出し, 國務院法制局が全面的に研究し, 総合的に協議し, 草案を作り, 國務院に報告する。

五年企画及び年度計画は國務院法制局が組織実施及び監督執行の責任を負う。執行過程中で國務院法制局は情勢の發展の必要にもとづき, 企画及び計画に対して適當

な調整を行う。

第6条 五年企画及び年度計画に数え挙げて制定する必要がある行政法規は国務院各主管部門が別々に起草の責任を負う。重要な行政法規、その主要内容といくつかの主管部門の業務が密接に関係しているものを起草するのは国務院法制局あるいは主要な部門が責任を負う、各関係部門が参加して組織する起草小組が活動を行う。

起草する行政法規が、国務院主管部門により実施細則を制定することが必要ならば、行政法規及びその実施細則の起草活動は統一して考慮しなければならない、同時進行する。

第7条 行政法規は一般に、制定目的、適用範囲、主管部門、具体的規定、奨励懲戒方法、施行期日等を規定する。

第8条 行政法規の内容は条文を用いて表現し伝え、条文各に、款、項、目に分け、款は数字を冠せず、項と目は数字を冠す。法規の条文が比較的多ければ章に分け、章は節に分けることができる。法規を整えるに構成は厳格で、条理、順序は明確で、用語は正確、文字は簡単明瞭でなければならない。

第9条 行政法規を起草するのに関係部門の意見を求めなければならない。その他の主管部門の業務あるいはその他の部門と関係が密接な規定に対しては関係部門は協議一致しなければならない。十分な協議をして意見の一致が得られないものは、行政法規草案の上級への報告の時に専門家に提出しかつ情況と理由を説明しなければならない。

第10条 行政法規の起草は関係する行政法規のつながり、つりあいを注意しなければならない。同一の事項に対して、別の行政法規と一致しない規定をつくる場合は、行政法規の草案の時に専門家に提出し、情況及び理由の説明を上級に報告しなければならない。

第11条 行政法規の起草は、現行の内容と同じ行政法規を整理しなければならない。現行の法規が起草する法規により代替される場合は草案中で廃止することを明記しなければならない。

第三章 審査及び発布

第12条 行政法規の起草活動の完成後に、行政法規草案は起草部門によって国務院に送付し、審査承認をうける。

国務院に送付する行政法規草案は、起草部門の主要な責任者が署名し、当該行政法規の草案の説明と関係材料とともに送付する。

第13条 国務院に送付した行政法規草案は国務院法制局に審査の責任があり、国務院

に審査報告を提出する。

第14条 行政法規草案は国務院常務会議により審議し、あるいは国務院総理が審議する。

第15条 国務院常務会議の審議を通過した、あるいは国務院総理が審議した行政法規は、国務院により発布される、あるいは、国務院に承認し、国務院主管部門が発布する。

第四章 付則

第16条 行政法規発布後に一律に「中華人民共和国国務院公報」に登載刊行する。行政法規の外国文の正式訳文は国務法制局が審査する。

第17条 行政法規が、主管部門により実施細則を制定することを、規定するものは、実施細則を行政法規発布と同時あるいはやや後に発布する。その施行日は行政法規の施行日と同じでなければならない。

第18条 行政法規の修改正手続は本規則の規定を参照して処理する。

第19条 国務院が全国人民代表大会あるいは全国人民代表大会常務委員会に提出し審議する法律草案の手続に似せて、本規則の関係規定を参照し処理すること。

第20条 本規則は国務院法制局に解釈の責任がある。

第21条 本規則は発布の日から施行する。

資料(2) 福建省行政の法執行手続規則

(原題「福建省行政執法程序規定」)

(1992年8月29日福建省第七期人民表大会常務委員会第二十九回会議通過。1992年8月31日福建省人民代表大会常務委員会公告公布)

第一章 総則

第一条 法律、法規の正確な実施貫徹を保障し、行政の法執行機関が法により職権を行使することを保障し、行政の法執行活動の手続化、規範化、科学化、活動効率や活動質量を高めることを促し、公民、法人及びその他の組織の合法權益を保護するため、国家の法律、法規にもとづき本規則を制定する。

第二条 本規則が行政の法執行というのは、行政の法執行機関が法律、法規、規則や権力機関、行政機関の規範的文書（以下では略して規範的文書という）の執行貫徹のため、具体的行政の行為を実施する各種活動、を指す。

本規則が行政の法執行機関というのは、法定の手続により設立し、法律、法規や規則により行政の法執行権を授与された人民政府及びそれに所属する活動部門あるいは組織、を指す。

本規則がいう行政の法執行職員とは、行政の法執行機関の委託をうけ行政の法執行権を行使する職員、を指す。

本規則がいう行政の法執行の相手方（以下略して相手方という）とは、行政の法執行機関の管理の対象すなわち公民、法人やその他の組織（外国人、無国籍人や外国組織）、を指す。

第三条 本規則がいう具体的行政の行為は次のものを含む、

(一)法により許可証、免許の発布もしくは発布拒絶もしくは法定義務の免除もしくは変更さらに権利、権利能力もしくは法律事実の行為の確認もしくは不確認。

(二)法により人身権、財産権の保護あるいは保護拒絶さらに救済金を給付するのを拒絶する行為。

(三)法により相手方に監督検査を実施。

(四)法により相手方に義務の履行を要求するもしくは相手方の権利、権利能力を剝奪する行為。

(五)行政強制措置を採りさらに行政処罰を実行する行為。

第四条 行政の法執行職員は公務執行の時は整った服装をし、標識を身につけ、証拠書類を提示し、身分を表明しなければならない。国务院が統一したよそおいをすることを承認すれば規定に従いよそおわなければならない。

行政の法執行の標識、証拠書類及びその方法は省人民政府が規定する。

第五条 行政の法執行は事実に依拠し、法律を基準としなければならない。

行政の法執行職員が具体的行政の行為を実施する場合、相手方に理由を説明し、

相手方の意見を聴取しなければならず、相手方の釈明や難くせのために得られなければ処罰しあるいは加重して処罰しなければならない。

第六条 行政の法執行機関及びその行政の法執行職員の行政の法執行活動の展開は相互に配合し、相互に支持し、法定の職責を履行しなければならない。

行政の法執行機関及びその行政の法執行職員の法執行活動は法律の保護を受け、その法により行使する職権はその他の行政機関、団体あるいは個人の干渉を受けない。

行政の法執行機関及びその行政の法執行職員は公平に法執行を行わなければならない。職権を自己もしくは他人の不正な利益の搾取のために用いてはならない。

第七条 行政の法執行活動は本規定を遵守しなければならない。本規定に違反すれば具体的行政の行為は手続上不足であり、補正しなければならない。相手方の合法的権益に影響するものは変更もしくは取消さなければならない。

具体的行政の行為で公民、法人もしくはその他の組織の合法権益を侵犯するものは賠償責任を負うべきで国家の行政賠償に関する規定に従い執行する。

行政の法執行の時効に関しては、法律、法規、規則が別に規定するものはその規定による。

第二章 管轄と委託

第八条 行政の法執行機関は法定の職責、権限に従い、本行政区域内で行政の法執行管轄権を行使しなければならない。具体的管轄事項は法律、法規、規則により規定する。

上級の行政の法執行機関は下級の行政の法執行機関の管轄の行政の法執行事項を処理することができ、自己の管轄の行政の法執行事項を下級の行政の法執行機関が処理するよう委託できる。

下級の行政の法執行機関はその管轄の行政の法執行活動に対して、上級の行政の法執行機関が処理することが必要と考えれば、上級の行政の法執行機関が決定するよう報告し指導を請うことができる。

第九条 行政の法執行機関が受理した行政の法執行事項が自己の管轄に属さないということを発見した場合は管轄権を有する行政の法執行機関に移送しかつ相手方に告知しなければならない。

第十条 行政の法執行機関は管轄権が原因で争いが生じた場合は、争う双方が協議して解決する。協議が成立しない場合はその共同の上級の行政主管機関に報告するあるいは人民政府が管轄を指定する。

第十一条 行政の法執行機関がその他の機関、組織に委託し行政の法執行権を行使することが確実に必要だと考えるならば、以下の規定に適合しなければならない。

(一)委託事項が本行政の法執行機関の職責権限の範囲内に属しているものであること。

(二)法律、法規、規則が禁止しないもの。

(三)被委託人が対応する職責を履行する能力を備えていなければならないこと。

(四)被委託人が委託事項を第三者に再委託し得ないこと（被委託の組織の職員を含まない）。

(五)被委託人は委託機関の名義でおよび委託の権限で行政の法執行権を行使しなければならない。

委託事項と利害関係を有するものは被委託人となることはできない。

第十二条 委託を行使する行政の法執行権は書面の委託手続を処理しなければならず、委託書は委託機関の印章を捺印し、下記の事項を明記しなければならない。

(一)委託機関の名称、住所、法定代表人の姓名。

(二)被委託機関、組織の名称、住所、法定代表人の姓名。

(三)委託の事項、権限、期限。

委託書は委託する行政の法執行機関によりその上級の行政の法執行機関及び同級の人民政府に報告し受理される。委託機関は委託される人の行政の法執行活動に対して監督を行いかつ法的責任を負う。

第三章 申請処理と監督検査の実施

第十三条 行政の法執行機関は各種の申請の条件・範囲を処理し、さらに社会への公開のための手続を処理しなければならず、相手方に対して提出する関係申請手続の諮問に無償で服務しなければならない。

第十四条 相手方が法により行政の法執行機関に第三条第(一)、(二)項の具体的行政の行為を実施することを申請すれば、行政の法執行機関はただちに法により申請された事項に対して審査を行い、本機関の管轄に属さない申請に対しては受理することはできず、申請人に不受理の原因と管轄権を有する機関を告げなければならない。

第十五条 行政の法執行機関は相手方の申請事項が本機関の管轄に属することを確認した後相手方の申請資格と申請材料が完全に整っていること、規範性さらに時効について審査しなければならない。審査を経てただちに受理するか否かを決定しなければならない。ただちに決定することができなければ、相手方の申請を受取った日から10日以内に受理するか否かの決定を相手方に告知しなければならない。

受理しないものに対しては相手方に不受理の理由を説明しなければならない。申請材料が不完全あるいは規範的でないという理由ならば一時的には申請人に確実な要求を提出しなければならない。

第十六条 行政の法執行機関が相手方の申請を受理することを決定した後、相手方の申請の理由さらに申請材料の真実性、合法性、有効性を審査しなければならない。

さらに相手方の申請を受け取ってから30日以内に同意するか否かの決定をしなければならない、同時に本規定第三十七条の要求に従い書面の決定書を相手方に送達し、関係手続の処理を通知しなければならない。決定書は根拠となる法律、法規、規則さらに規範的文書の名称と条項を明記しなければならない。

承認機関に取りついで知らせることの必要なもの（「転報」）は相手方の申請を受けとった日から15日以内に取りついで知らせなければならない。

取りついで知らせを受取った機関は受け取った日から15日以内に決定し、取りついで知らせた機関に通知し、さらに取りついで知らせた機関より相手方に通知しなければならない。

第十七条 法定義務を負う行政の法執行機関が相手方の人身権、財産権を法により保護することが必要ということを知った時はすみやかに保護する措置をとらなければならない。

第十八条 行政の法執行機関が費用を徴収するものは法律、法規、規則に根拠がなければならない。費用徴収では省人民政府財政主管部門が統一的に制定発布する費用領収書を作成しなければならない。領収書は領収機関の印鑑をおしさらに受託者が署名あるいは捺印しなければならない。費用徴収の領収書を作成しないものは汚職として処罰するものとする。

第十九条 行政の法執行機関が相手方に義務の履行を要求する場合本規則第三十七条の要求に従い書面の決定書を作製して相手に送達しなければならない。決定書は義務履行要求の目的、期限、依拠する法律、法規、規則、規範的文書の名称及びその条項さらに義務不履行の法効果を明記しなければならない。

相手方の義務履行の期限の要求は合理的でなければならない。

第二十条 行政の法執行機関が相手方に監督検査を実施する際に以下の規定を遵守しなければならない。

(一)明確で合法的な目的を有すること。

(二)相手方に検査の目的、内容、要求、方法を告知しなければならない。

(三)現場の検査状況は記録を作り相手方に確認、署名してもらわなければならない。

(四)検査の中で国家機密の事項は秘密保護をしなければならない。

(五)検査の中で相手方の個人の秘密、商業の秘密あるいは技術の秘密を保たなければならない、勝手に公開しもらすことはできない。

(六)検査中に相手方が検査の見本を提供することが必要なものは合理的な数量に限って当該検査の見本を登記し、見本として留置する期間を確定し、留地期間が満期となれば相手方に返還し（正常な消耗は除外）なければならない。

前段第三項の規定する記録しなければならない事項は省人民政府所属の行政の法執行機関が規定する。

第四章 違法事件の処理

第二十一条 行政の法執行機関が大衆に通報し、告発しあるいはその他の機関に移送する場合、相手方が交代しさらにその他の道筋を通るに違法事項が明らかになれば立案の前に審査を行い立案の条件に適合すれば職責権限により立案しなければならない。

第二十二条 立案は登記しかつ報告承認（「報批」）手続を履行しなければならない。二つのあるいは二つ以上の行政の法執行機関が連合して違法事件を処理する場合主たる処理機関が立案報告承認（「報批」）手続を行い立案報告は連合処理機関が書かなければならない。

違法事件の処理の委託を受けた機関、組織は立案状況を委託機関の審査の参考とするよう報告しなければならない。

第二十三条 すでに立案した事件は行政機関がすみやかに調査証拠採取を組織しなければならない。事件の真実の状況を証明することのできる一切の事実は証拠である。証拠は検査のうえ確かめなければならない。

行政の法執行機関の調査、証拠収集は合法、客観、全面、すみやかなの原則に従わなければならない。相手方に不利な証拠を収集しさらに相手方に有利な証拠をも収集する。

事件の事実を了解した公民、法人及び組織はすべて証人になる義務を有する。

第二十四条 行政の法執行職員が調査、証拠収集するには次の列挙する規定を遵守しなければならない。

(一)調査、証拠収集の行政の法執行職員は二人より少くてはならない。

(二)調査、証拠収集の時に調査記録を制作しなければならない。記録は調査された人が確認した後、調査した人と調査された人が署名あるいは捺印する。

(三)現場の实地検証は相手方あるいはその現場の代理人に通知しなければならない。相手方あるいはその代理人が現場に来ることを拒否すれば現場にいるその他の人1人ないし2人を証人とすることができる。

(四)实地検証の時は現場に行き測量をし写真をとり録音、録画をし、見本を抜き取り、現場にいる人に質問することができる。

(五)实地検証は实地検証記録を作製し、实地検証の時間、地点、対象、内容、結果を明確にし、实地検証記録は相手方あるいはその代理人の確認を経て、实地検証人、相手方あるいはその代理人さらに招かれた証人により署名あるいは捺印されなければならない。

(六)専門的な問題に関わるものは法定部門により鑑定する。

調査、証拠収集の過程において見本の抜き取り検査あるいは見本との照合検査（「留祥核査」）が必要なものは本規定第二十条第六項に従い処理し、行政強制措置の必要なものは本規定第五章に従い処理する。

第二十五条 違法事件を処理する行政の法執行職員は下述の状況の一つがある時は回避を申請しなければならない、相手方は行政の法執行機関に申請しその回避を要求する権利を有する。

(一)本事件の当事者あるいは近親属である。

(二)本人あるいは近親属と本事件が利害関係を有する。

(三)本事件の当事者とその他の関係があり事件の公正処理に影響を与える可能性がある。

第二十六条 事件処理職員の回避は所在機関の担当（「分管」）指導者が決定する。担当指導の回避は所在機関の指導集団が決定する。

回避決定をする前に事件を処理する職員は勝手に事件の調査処理を停止することはできない。

申請回避の決定の却下に対しては当事者は再びもう1回申請できる。

第二十七条 事件処理職員は調査証拠採取の完成の後、所在行政の法執行機関に対して調査報告を提出して意見を処理することができる。行政の法執行機関は集団審議を経た後下述の規定に従い別々に処理する。

(一)事実がはっきりして証拠が確実であれば法により処罰を受けなければならない、処罰決定しなければならない。

(二)違法事実がなくあるいは法により行政責任を追及する必要のないものは事件取消しの決定をしなければならない。

(三)証拠が不足なものは原事件処理部門に返却するか処理承継人が調査を補充しなければならない、補充調査は返却の日から15日以内に終結しなければならない、補充調査を経ても証拠がなお不足ならば事件取消しの決定をしなければならない。

(四)事件取消しで法により上級行政機関に報告し承認をうけたものは承認後取消す。

(五)処理を委託された違法事件が取消し必要なものは委託機関に報告し承認されなければならない。

(六)相手方の行為が民事の権利侵害行為に属する場合は法定権限により処理決定を行うか権利を侵害された者に裁判所に起訴するよう告知しなければならない。

(七)相手方が行政の法執行職員が法により公務を執行するのを拒絶しあるいは妨害し、治安管理条例に違反した場合、公安機関に処理を申請する。

(八)国家職員が党紀、政治紀律に違反した場合は書面の提案を提出し、関係証拠材料も付加し、すみやかに関係機関に移送し処理しなければならない。

(九)相手方の行為が犯罪を構成する場合は、すみやかに司法機関に移送し法により刑事責任を追及しなければならない。

第二十八条 行政の法執行機関の違法事件の処理は立件の日から三十日以内に処理決定をしなければならない。重大、複雑な事件は本機関の指導承認を経て十五日間延長でき、継続して延長が必要な場合は一級上の法執行機関に報告し承認されることが必要であり、省人民政府所属行政の法執行機関は省人民政府に報告し承認されることが必要である。

第五章 行政強制措置

第二十九条 行政の法執行機関が法律、法規の規定にもとづき、相手方に対して行政強制措置をとるときは以下に列挙する要件に適合しなければならない。

(一)行政の法執行機関は法により設立されなければならない。

(二)法律、法規において明確に授権する範囲内であること。

(三)確実に行政強制措置を採用する必要があること。

(四)行政強制措置の範囲はただ行政強制措置の目的に直接関係のある人、物、行為に限られること。

(五)行政強制措置は適当で、その目的の到達を限度としなければならないこと。

(六)法定の手続に適合すること。

第三十条 行政の法執行機関の行政強制措置の採用は本規定第三十七条の要求に従い書面の決定書を作成し、さらに行政強制措置採用の目的、時間さらに根拠とする法律、法規の名称とその条項を明記しなければならない。

行政強制措置決定書は相手方に送達するとすぐ効力を生ずる。即時採用の行政強制措置は二十四時間以内に行政強制措置決定書を相手方に送達する。

第三十一条 行政の法執行機関が物品あるいは費目を没収、押収、差し押える時、明細書を作成し、財物の名称、種類、規格、数量及び完全さの程度等を明記しさらに引受人や相手方が署名あるいは捺印しなければならない。明細書は執行組織や相手方が各々一部所持する。

押収財物を返却する時は相手方は証明書を受けとり、押収財物が滅失、損壊した場合は行政の法執行機関は賠償の責任を負う。

第六章 行政罰

第三十二条 行政の法執行機関は行政違法の人に行政罰を実施する時は以下に列挙する要件に適合しなければならない。

(一)行政の法執行機関は法により設立されなければならないこと。

(二)行政の法執行機関の職権の範囲内であること。

(三)相手方が法律、法規、規則及び規範的文書に違反する行為を有し、事実がはっきりしており、証拠が確実で、法により処罰を受けるものであること。

(四)法律、法規、規則が規定する処罰の種類や市の範囲内であること。

(五)法律、法規、規則を正確に適用すること。

(六)法定の手続に適合すること。

第三十三条 相手方の一つの行為が同時に二つあるいは二つ以上の異なる種類の法律、法規、規則に違反する場合は、管轄権を有する行政の法執行機関は関係する法律、法規、規則に依拠して別々に処罰を行うかあるいは共同で処罰する、ただし相手方の一つの違法行為は同一のあるいは同種類の法律、法規、規則に依拠して重複して

処罰することはできない。

第三十四条 行政の法執行機関が行政罰を実施する時は本規則第三十七条の要求の規定に従い書面決定書を作成しなければならない。決定書は、相手方の身分証の番号あるいはその真の身分を証明するその他の証拠書類の名称と番号さらに行政違法事実、処罰内容、処罰執行の期限などを、明記しなければならない。罰金については罰金を受け取る金融機関の名称、住所さらに規定の期限に納入しない罰金の法効果を明記しなければならない。

第三十五条 行政罰決定書は処罰決定の日から五日以内に被処罰人に送らなければならない。送達の時、効力を生ずる。

行政罰決定書が罰金に関する場合は、行政の法執行機関は二十四時間以内に、行政罰決定書副本一部を罰金を受け取る金融機関に送達しなければならない。

第三十六条 事実がはっきりしており、証拠が明確で、情状が簡単な違法事件は現場で処理することができる。現場の処罰は現場記録及び行政罰決定書を作り、現場記録は相手方の確認を経て、相手方と行政の法執行職員が署名あるいは捺印しなければならない。行政罰決定書はすみやかに相手方に送達しなければならない。

被処罰人が身分証明書を提示せず、又はその真の身分を証明する法がない場合は、公務を執行する行政の法執行職員は実際に調査する権限があり、被処罰人及び関係職場は協力しなければならない。

第七章 決定書の制作と送達

第三十七条 行政の法執行機関が相手方の申請に同意するか否かの決定、相手方が義務を履行することを要求する決定さらに相手方に行政強制措置をとることや行政罰の決定は、すべて書面の決定書を作成しなければならない。決定書は以下に列挙する事項を明記しさらに行政の法執行機関の印章を捺印しなければならない。

(一)相手方の姓名(名称)、住所。

(二)行政の法執行機関の名称、住所。

(三)具体的行政の行為の内容さらにその理由と根拠。

(四)行政の再審査の申請あるいは行政訴訟の提起の権利、期限及び受理機関の名称。

(五)決定をする時間。

(六)その他明記することが必要な事項。

第三十八条 具体的行政の行為を実施する過程において法により相手方あるいは関係職員が署名(捺印)することが必要な場合で相手方あるいは関係職員が署名(捺印)を拒否した場合は、公務を執行する行政の法執行職員は関係文書の上に署名拒否の理由をはっきりと記入し、基礎組織の代表あるいはその他の人の証人を招待し、署名(捺印)しなければならない。証人は二人より少くなくてはならない。

第三十九条 行政の法執行機関が行政の法執行決定書あるいは関係文書を送達する時は直接送達受け取り人（「受送達人」）に送付しなければならない。送達は送達回状（「送達回証」）がなければならない。送達受け取り人は送達回状に署名あるいは捺印しさらに受け取った日付を記入する、その受け取った日付が送達日である。

第四十条 送達受け取り人が行政の法執行決定書あるいは関係文書の受取りを拒否する場合は、送達人は関係基礎組織の代表あるいは他の人に現場で証人となるよう招待しなければならない。送達回状に受け取り拒否理由や日付を記入し、送達人、証人が署名あるいは捺印した後、行政の法執行決定書あるいは関係文書を送達受け取り人の住所に留置し、それを送達と見なす。

第四十一条 直接に送達受け取り人に送ることができないか直接の送達が困難な場合は以下に列挙する規定に従い送達する。

(一)送達受け取り人が不在の場合は、その同居の成年家族に交付し同人が署名、捺印すればその署名、捺印の日が送達日である。

(二)送達受け取り人がすでに行政の法執行機関に代わりの受け取り人（「代收人」）を指定する場合は指定の代りの受け取り人が署名、捺印する、署名、捺印の日が送達日である。

(三)郵便で送達した場合は書留の配達証明書に記入した受け取りの日を送達日とする。

(四)送達受け取り人の行方が不明の場合は公告を送達し、公告を発布した日から三ヶ月を送達と見なす。

第四十二条 期間は時、日、月、年で計算する。期間開始の時と日は期間には計算しない。期間満了の最後の日が祝休日の場合、祝休日後の第一日を期間満了の日とする。期間は途中の時間を含まない。申請書とその他の行政の法執行文書は期間満了の前に郵送した（郵便スタンプを基準とする）場合は期間内に算入する。

第八章 執行

第四十三条 行政の法執行決定書は送達の時効力を生じ、効力を生じた行政の法執行決定書は執行しなければならない。相手方は行政の法執行決定に不服で行政再審査を申請するか裁判所に起訴する場合、決定の執行は停止しない。相手方が期限切れで再審査を申請せず、起訴せず、又はすでに効力を生じた行政の法執行決定を履行しない場合は、行政の法執行の決定をした行政の法執行機関は裁判所に強制執行を申請するか法により強制執行を行い、執行費用は被処罰人が負担しなければならない。

行政強制執行手続は国家の行政強制執行に関する規定に従う。

第四十四条 行政罰で罰金に及ぶ場合は、被処罰人は行政罰決定書を持って指定の金融機関で罰金を納める。

被処罰人が行政罰決定書に規定する期限に従って指定の金融機関に罰金を納めない場合は、金融機関は日歩で滞納金を徴収しなければならない、滞納金は滞納の日から以下の規定に従い追加徴収する。

- (一)罰金の金額が五十元以下（五十元を含む）の場合、毎日元。
- (二)罰金の金額が五十元から二百元の場合、毎日元。
- (三)罰金の金額が二百元以上の場合、毎日罰金の金額の1%。

第四十五条 以下に列挙する情況の場合、公務を執行する行政の法執行職員はかわりに罰金を徴収することができる。

- (一)本省の行政区域に常住しない人の処罰。
- (二)海上あるいは辺境地区において処罰を実施し、被処罰人が指定の金融機関に罰金を納めるのに確実に困難な場合。

(三)罰金の金額が五元以下（五元も含む）の場合。

罰金を代理で受け取る（「代收」）時は現場で省人民政府財政主管部門の統一印をおした罰金領収書を提出しなければならず、領収書は以下の事項を明記する。

(一)被処罰人の姓名（名称）、身分証の番号あるいは真の身分を証明することのできるその他の証明書の名称、番号、さらに被処罰人の住所。

(二)代理で受け取る罰金の金額。

(三)罰金執行の時間、地点。

(四)代理で受け取る罰金の簡潔な原因。

(五)代理で受け取る人及び被処罰人の署名。

代理で受け取る罰金は四十八時間以内に指定金融機関に納めなければならない。

罰金を代理で受け取る条件に適合しない場合は行政の法執行職員は代理での受け取りができず、被処罰人は公務を執行する行政の法執行職員に代理受取りを要求する場合、行政の法執行職員は拒絶しなければならず勝手に代理受け取りをすれば批判と教育を行わなければならない。

行政の法執行職員が罰金を代理で受け取り、現場で領収書を提出しない場合は汚職として処罰する。

第四十六条 金融機関は毎月の五日前に先月の被処罰人の納めた罰金の数額、被処罰人の姓名（名称）さらに罰金納入の日付を書面で関係行政の法執行機関に報告しなければならない。

金融機関は罰金の代理の受け取りが本規定に違反して罰金を代理で受け取ったことを発見した場合は、その所在する行政の法執行機関あるいはその上級機関に反映しなければならない。

各級金融機関は法により本規定中の各項の罰金領収の義務を履行しなければならない、勝手に領収を拒否しあるいは滞納金を減免することはできず、違反者は直接責任者が賠償する。

第四十七条 金融機関が罰金を領収する時領収した罰金総額のうち千分の1の代理費をうけ取ることができる。

領収した罰金や滞納金は国庫に上納しなければならず、法律、法規、規則が行政の法執行機関に交付（「回抜」）しなければならないと規定する場合は、各級人民政府財政主管部門はすみやかに交付しなければならない。上納と交付の方法は省人民政府財政主管部門が規定する。

金融機関の罰金受け取りの具体的方法は省人民銀行が規定し、省人民政府に報告、承認の後、執行する。

第四十八条 行政処罰決定の執行過程中に以下に列挙する情況が存在する場合は執行を停止する。

(一)相手方が行政の再審査を申請し再審査機関が執行停止の決定をした場合。

(二)相手方が行政訴訟を提起し、裁判所が執行停止の決定をした場合。

(三)第三者（「案外人」）が確実な理由のある異議を提出し、行政の法執行機関の審査を経て執行停止を承認した場合。

(四)行政の法執行機関が当然に執行を停止すべきと考えた場合。

(五)法律、法規、規則が執行の停止を規定する場合。

執行停止の原因が除かれた後は執行は継続しなければならない。

第四十九条 行政の法執行機関が法により相手方の財産や収入を差押え、押収し、金に換え、凍結し、ひき出す時には、相手方の生産道具や他の本人及びその扶養する家族の生活必需財物を留保しなければならない。

第九章 監督管理

第五十条 行政の法執行機関及びその行政の法執行職員の行政の法執行活動は法により自覚的に人民政府や上級行政の法執行機関の監督管理を受けなければならない。

各級人民政府の監察、人事、会計監査、財政などの主管部門は各自の職責権限に基づき相互に協力して本規定に違反する行政の法執行機関及びその行政の法執行職員に対して法によりすみやかに調査し（「査処」）、国家の利益や人民大衆の合法權益を維持しなければならない。

第五十一条 行政の法執行決定が効力を生じた後は何人も勝手に変更あるいは取消すことができない。

行政の法執行機関の代表者が同機関がなした行政の法執行機関の決定に対して、明らかに誤りがあり変更あるいは取消すことが必要と考えたなら、原処理部門あるいは他の部門が重ねて新たに審理するように命じなければならず、審理の後には原決定の変更あるいは取消さねばならぬと考えた場合は行政の法執行機関は変更あるいは取消しの決定をしなければならない。

上級の行政の法執行機関が下級の行政の法執行機関が、あるいは人民政府が所属の活動部門が、なした行政の法執行決定に誤りがあることを発見した場合は、その期限を正すよう命じなければならない。正すことを拒否する場合は上級の行政の法執行機関あるいは同級の人民政府が重ねて新たに審理し、さらに法により変更ある

いは取消しの決定をする。

変更あるいは取消しの決定は相手方に送達した時に効力を生ずる。

第五十二条 具体的行政の行為が終結した日から三十日以内に引受人は具体的な行政の行為の実施の過程で形成した文書、図表、視聴資料などを以下の順序で項目に分け分類しなければならない。

(一)公文書表紙。

(二)公文書目録。

(三)立案登録指示書。

(四)事件処理指示書。

(五)調査、尋問、実地検証記録、鑑定結果、証明材料など。

(六)事件調査報告。

(七)事件討論記録。

(八)処理決定書。

(九)執行情況記録。

(十)行政の再審査決定書あるいは判決書、裁定書副本。

(十一)訴訟取消しの報告。

(十二)事件終了の報告。

(十三)その他の関係材料。

(十四)公文書裏表紙。

項目分類の終了は国家の関係機関の書類管理の規定に従いひとまとめにして保存しなければならない。

第五十三条 行政の法執行機関は引受けた事件を統計にとり、時々「福建省行政の法執行監督統計報告書」に記入して報告しなければならない。報告活動の具体的事項は省人民政府が規定する。

第五十四条 行政の法執行機関及びその行政の法執行職員は行政の法執行過程において顕著な成績をおさめた場合は、人民政府あるいは所在の機関が表彰や奨励を行う。

第五十五条 行政の法執行職員が本規定に違反し、法によらずに職責を履行し、以下に列挙した行為の場合は、情況に分けて所在の機関あるいは関係機関が批判や教育をしあるいは行政処分をしなければならない。犯罪を構成する場合は司法機関が法により刑事責任を追求する。

(一)職責を軽んじ、誤った活動をした場合。

(二)誤りに固執し、改めることを拒否する場合。

(三)ごまかしをして、組織を欺瞞する場合。

(四)汚職、収賄、罰金没収金の流用、不法占拠と押収、物品の没収、不当な利益の謀取の場合。

(五)職権濫用、国家利益と人民大衆の合法權益の侵犯。

各級の人民政府は行政の法執行の監督管理を強化しなければならず、法によらな

い職責の履行に対して通報と批判を与えることができ、期限を改正することを命じあるいは関係責任職員に書面での検討、行政責任の追求までも命ずることができる。

第十章 付則

第五十六条 省人民政府所属の行政の法執行機関は本規定を根拠に、本部門の具体的状況と結合して、活動規則（「規程」）を制定することができ、違法事件の立件条件、基準や期限を規定しさらに「福建省権力機関、行政機関の規範的文書管理規則（「弁法」）の規定により報告し記録をつくることことができる。

第五十七条 本規則の応用解釈権は福建省人民政府法制局に属する。

第五十八条 本規則は一九九三年一月一日から施行する。

〈原文、国務院法制局編、『中華人民共和国新法規匯編』1992年第三輯、285頁以下、に掲載から翻訳した。〉